

9月定期 松本市いじめ問題対策調査委員会

日 時 令和6年9月2日(月)

10時00分～12時00分

場 所 大手事務所3階 教育委員室

会 議 概 要

会 議 事 項

(1) 松本市いじめ防止等のための基本的な方針の確認及び会議の役割、運営方法

事務局より資料1～資料3について説明

- ・ いじめ問題調査委員会
- ・ 重大ないじめが起こった時の取組
- ・ 重大事態が起こった時の対応手順
- ・

(2) いじめに係わる情報交換

事務局より資料4について説明

- ・ 4・5・6月のいじめ実態調査結果
(認知数、学年男女別内訳、発見のきっかけ、相談状況、いじめの態様)

(3) 意見交換

- ・ いじめはない方が親としては思うが、『あるもの』として考えていく必要がある。
- ・ 調査は2か月に1回行われているが、3か月に1回の報告となっているのはなぜか。
→ 4・5月分の調査を6月に報告していただいている。6月の内容については、6月報告に加味していただいている。
- ・ アンケート項目について、被害を誰に相談したかは調べられているが、相談を含めた大人の対応を子どもがどう受け止めたかについては調べられているのか。子どもの話を聞くことがあるが、『相談したけど、対応してもらえない』という声を聞くことがある。
→ アンケート項目は市教委がひな形を示しつつも、各校独自の項目で実施していただいている。対応をどう受け止めたかについては調べていない。
- ・ 子どもたちの中には、いじめのアンケートには書かないと言う子もいる。
→ アンケートがすべてではなく、アンケートだけでは救えないということは承知している。アンケートの取り方も、書きやすくなるような工夫を校長会を通じて各校へお願いしている。
- ・ いじめの解消は22件とあったが、何をもって解消というのか。また、解消とされないものは、今後どのような思慮がなされるか。
→ 「一定の期間、3か月いじめの被害が確認されていない」、「本人がいじめを受けてないと自覚している」のいずれかをもって、解消としている。4・5月の報告であるため、3か月を経過していない事案もあるが、未解消の事案については学校で丁寧に対応をしていただきたいと考えている。